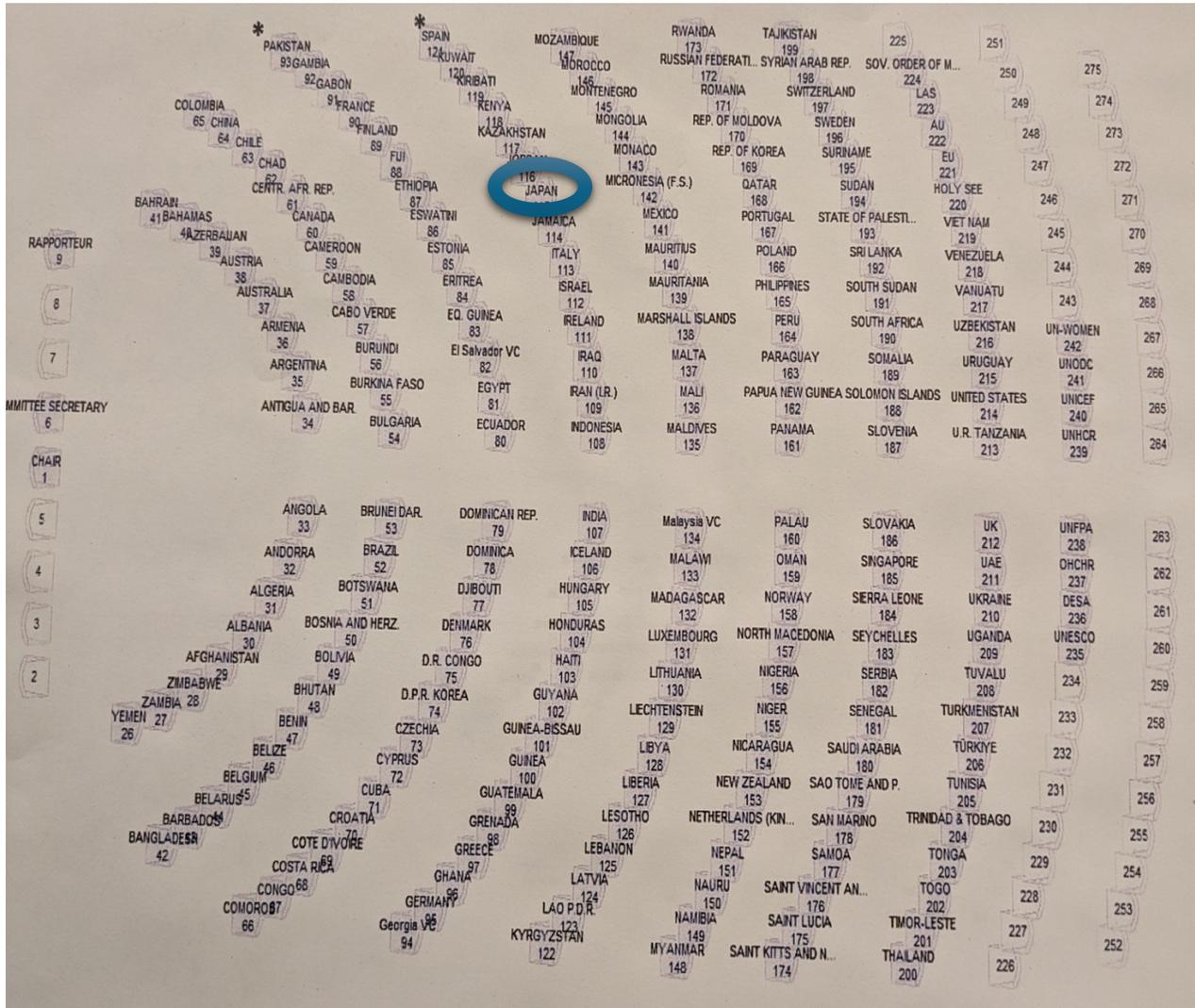


国連第3委員会報告 第3週（10月14日から10月18日）

本報告書は、日本政府代表団顧問としての見解ではなく、個人の見解であり、日本政府の確認、了解を何ら得ているものではない。

実は、10月14日、ジュネーブの女性に対する差別撤廃委員会 CEDAW において、今週、委員会が、審理の国別調査の対象となる国々・・・チリ、カナダ、日本、キューバ・・・の NGOs から直接意見を聞く機会が設けられ、ニュー・ヨーク時間では午前 9:00 から UN WebTV で視聴することができることがわかったので、早めに議場でジュネーブの様子を見ることにした。（日本の NGOs は、ビデオ・プレゼンテーション 2 本を合わせて 9:25 ごろから全部で約 20 分？）

というわけで、無人の議場に入り、今回の座席の位置がわかる情報として、壁にかかっていた「座席表」の写真を撮った。（去年は事務局から送られてきた？）



ジュネーブからの WebTV と同じように、ニュー・ヨークからの WebTV を利用すると、どこにいても第3委員会の様子は視聴することができる。(議場がガラガラだからといって、人々が委員会の議事に関わっていないわけではない・・・が、議場にいると、ちょっとそんな気もする。) その証拠? に、公式の会合が開かれなかった先週11日から12日にかけては、さまざまな議題に関する決議の素案 zero drafts が10以上、回覧に提供されていて、【国名一削る】とか、【国名一挿入を提案する】とか、【国名一差し替える】とかの追加や、読みやすいように工夫した文書がどんどんファイルに溜まります。(「紙」の時代はファイルも大変だったろうと、想像しました。) 過去の決議に手を加えたのが多かったのですが、これも「読点の場所で意味が変わってしまう」世界であることを感じました。

【10月14日】

先週の木曜から引き続き、議題67:子どもの権利の、一般討論です。どの国も、今日の子どもは明日の大人、子どもは次世代を担う社会の要なのでとても大切にしていると、競い合っていました。本当は大人の都合で紛争になり、逃げられなければ殺され、逃げれば難民となり、逃げ損なえば子どもの兵士として戦うかか、現代の奴隷として売り飛ばされる・・・危険がとても高いと、事務総長の報告書にあったのでは? ほとんどの国からも自国に関しては薔薇色の話が聞こえてきます。

もちろん、イスラエルのせいで、パレスティナでは生き残ったとしても子どもたちは飢えている、学校はなくなった、家族を失った、悪夢に苦しんでいる・・・イスラエルは武器の供給がある限り、止めないと、パレスティナの彼女は、頭韻、脚韻を駆使して伝えています。イスラエルは、今年はその大使ではなく、ユースの立場からの発言。みんなはガザ、パレスティナ、レバノン、ヨルダン川西岸、ゴラン高原など、紛争下における子どもたちの取り扱いについて(国際法違反、国際人権法違反、国際人道法違反であると)非難しているけれども、昨年10月7日、捕虜にされ、家族と離れ離れで未だに拘束されている4歳の幼児がいるのに、誰も何も言わない、私たちは生き延びるために必死なのにと、議場の雰囲気攻撃しました。その直後、イエメンの代表は、宗教を理由に、世界中の人々を呼んで決められた場所以外に勝手に入植することを奨励し、そこにすでにいる人々を追い出し、躊躇なく命を奪っていることについてはどのように説明するのかと、切り返しました。が、その頃にはさっき発言したユースは議場からいなくなっていました。(議場では、ヨーロッパ諸国などがイスラエルの立場を肯定する発言を「しない」ので、孤立無援という印象ですが、第3委員会の外に出ると、

某国がイスラエルに、防衛的とはいえ、武器提供というニュースが流れています。

Money talks, b*lls**t walks.)

紛争地帯になっているのはガザなど中近東だけではないと、スーダンが、ハイチが、ミャンマーが、アルメニアが、アゼルバイジャンが指摘しています。5億人近い (nearly half a billion) 子どもたちが身体だけでなく、精神的にも傷を負い、教育の機会を奪われたまま、次の世代を担わなければならないのは、明らかに人類の損失です。

議題 67 に関する日本のステートメントは、国内的には、2023 年、子ども家庭庁を設置し、2024 年、子ども性犯罪防止法を成立させ、関係各省と連携の上で「児童の性的搾取等に対する対策」を実施し、同じく 2024 年には民法を改正して子どもの最善の利益を実現するため、離婚後の共同親権制度を導入したこと、国外的には子どもの支援という観点から、UNICEF, UNESCO, WFP に協力して教育環境の整備、給食の普及、デジタル教育資源に関する取り決めを実施し、また、積極的に親の役割についての支援をサブ・サハラ諸国に対し、行うことにしているというものでした。

昼休みに国連の敷地の外に出ると、今日はここも「旗日」であることに気がつきました。確か、今日は 45th Street より北の 5 番街は交通規制をしているとニュースで出ていたような……。 「コロンバス・デイ Columbus Day」、あるいは、「先住民の日 Indigenous Peoples' (Protest) Day」が移動祝日になる前は 10 月 12 日でした。そういえば、コロンバスはジェノア出身ではなく、スペイン出身のセファルディ系ユダヤ人であるという DNA 分析結果が公表されたようです。スペインでユダヤ人追放例が出されたのも、コロンブスが率いる「サンタ・マリア号」などが新大陸に到達したのも、1492 年でした。

【10 月 15 日】

今日の議長はマレーシアのカリムさん。(昨日はエル・サルバドルのソルト＝ロザーレスさんでした。) 議題 68：先住民の権利に関する特別報告者は、これが 4 年任期の最後の報告と前置きし、「移動する先住民 mobile Indigenous Peoples」が直面する問題を指摘した。特定の居住地を定めずに家畜などを引き連れて移動する牧畜民 pastoralist, herder, 狩猟採集民 hunter-gatherer, 海で暮らす人 seafarer, 外界との接触を拒否して孤立した生活を送る先住民 Indigenous Peoples living in voluntary isolation and initial contact を「移動する先住民」として、(誰かに強いられる移住ではなく) 壊れやすい生態系のなかで戦略的に周期的な居住地移動を行っており、共有の資源を

適切に管理し、生命多様性の維持を可能にする暮らしをしているが、同時に今日の国境とは無縁な回遊は、領土と国民をコントロールする主権国家概念と衝突し、世界観への無理解から、これらの人々は移動を制限され、定住を強いられ、差別され、最低限の権利すら、保障されずにいる。(外界との接触を拒絶している場合には、さらに複数の場所に異なる精神的文化的社会的な意味があるため、移動はその世界観を反映する儀礼・儀式と必然的に結びついて、移動先の土地が保護されないことが部族・一族にとっては存続の危機を意味する。過去において、排他的な所有・定住・耕作がなされていないことが土地を合法的に剥奪する根拠とされ、移動する先住民の生活様式を全面的に否定したことが現在でも憂いを残し、) 今日でも、彼らの特性に配慮し、保護に特化した多国間協定があるにもかかわらず、その特異性を認めない国家もあると説明した上で、報告者は、国家に対して、移動する先住民の生活様式と慣習に基づく土地利用形態に配慮し、先住民族の権利に関する国連宣言 Declaration on the Rights of Indigenous Peoples を遵守し、先住民族の権利に関する ILO169 号条約 (1989 年) を批准するよう、求めた。(これらの集団は、race とはいえないので、先住民としました。)

特別報告者は、先住民の立場から、国際法を尊重するというだけでなく、その言葉を実行に移すことで、移動する先住民の土地の保護、事前の、理解した上での同意、特別な結びつきのある土地の間の移動の保障が、その存続にいかにか不可欠か説明する。気候変動による自然環境の変化だけでなく、資源の枯渇、(資源開発と商業的農業のための) 大規模開発など、移動する先住民の存続を脅かす出会っても当事者として決定に関与することや苦情の申立、補償や収益共有の仕組みから排除され、抵抗すると脅迫、暴力を受け、失踪、殺人の標的とされるだけでなく、司法制度を利用した弾圧の対象となる。その生活様式が適切に認識されていないことから、都市部に集中しがちな教育、雇用、医療など経済的社会的権利の享受もままならない。言い換えると、(侵略的にならない方法を用いたならば) その特異性、土地と共存する生活様式を尊重できるはずであるという。

移動する先住民をどのように意思決定過程に直接参加できるようにするのか、侵略的にならない接触方法とは・・・など、報告者の立場を前提にした問いかけだけでなく、そもそも「先住民」とは誰なのかが国連宣言の中にも ILO 条約の中にも適切に定義されていない、現実には「先住民」としての生活様式を実践していることもその主張には必要である、土地の権利付与は国家主権の行使であり、報告は国内法を全面的に無視しているといった批判からは(現在の経済体制に疑問を持たないまま)先住民の土地について理解を求めることの難しさが明らかになった。同時に、過去における「自国内での植

民地化」政策とその責任を問題にせず、先住民の権利について語る事ができるのかと、反省することもなく、報告者の見解に支持を表明する「大国」に手厳しい批判もあった。

質疑応答においても、一般討論においても、この議題におけるラテン・アメリカ諸国の存在感は非常に大きく、この報告書は国境を超えて移動し、生態系の変化を尊重しながら暮らしている人々と土地資源の大規模開発との衝突、今日も外界との接触を拒絶している人々と未知の天然資源を物量作戦と武力で入手しようとする資本との衝突、腐敗した軍部と外国巨大資本による天然資源開発などの実態に関する現在のラテン・アメリカ諸国の共通認識を反映していると思われる。

2024年9月6日の国連総会決議 A/res/78/328 は、先住民に影響を及ぼす問題についての会合に関して、国連の関連諸機関は先住民の代表や組織の参加を促進すると宣言した。まさに、どのような問題に関し、誰を代表として参加するよう促すのか、どのように決定するのかは、国連にとって現実の問題となっている。(第80回総会において、加盟国から2名を議論のファシリテータとして、先住民の中から2名を助言者として任命し、世界中の先住民の代表者と組織に諮問するという。para. 2.) 国連は、当時の国際法の発想に基づいて国家単位の運営を想定し、1945年10月に創設された。が、国益が正面から衝突する場面では、迅速かつ適切に行動できないだけでなく、決定もしないことからその機能不全が指摘され、機構改革の提案が、実効性には疑問があるとしても、支持を受けている。さらに、国連が組織として、「女性」、「ユース」、そして、今回は「先住民」など、属性を集団的に把握し、その意見を反映する手法を採用するようになったことで、それぞれの加盟国がそのメンバーを代表し得ていない（国内では少数派である、意見表明が認められていない、共通する属性の集団的主張に意味があるのか・・・など）という問題があからさまになったように思われる。人が交差性を意識し、「複数の帽子」を使い分けるとき、国家の代表性はさらに「空洞化」するのだろうか？

【余計なこと】

先住民について、日本政府は英語圏の旧植民地、合衆国、カナダ、オーストラリアの対応を参考に、19世紀から生きていた間は「同化政策」を、亡くなってからは博物学の対象として取り扱ってきているように見える。そして、先住民としての地位が認められた現在でも、他の人と異なる処遇をすることに抵抗を覚える人が少なからずいることは、2024年4月18日札幌地裁の、特定の水域におけるサケ捕獲を先住民に固有の漁業権、「アイヌの固有の文化を享有する権利」とは認めなかった判断への反応からも、

そのことは伺うことができる。ニュー・ジーランドでは、入植者の人数と比較すると先住民のマオリ族の数も少なくなかったこともあって、1840年に締結したワイタンギ条約 Treaty of Waitangi においてマオリ族に「土地保有」と「臣民」の地位を認めたが、合衆国、カナダ、オーストラリアに入植した人々は先住民の存在にもかかわらず、土地を無主物、所有者がいないので占有の事実に基づく所有権取得を、当然のこととして実行した。合衆国を見ると、18世紀には本国に抵抗するため、同盟関係を結ぶなど、インディアン部族を独立した統治体として処遇していたが、19世紀の領土拡張の動きとともに、インディアン部族を連邦政府の保護のもとに置き、子どもたちを家族から引き離して「インディアンのアイデンティティ剥奪」を行い、20世紀半ばまで部族に属する限り、選挙権を認めないなど「市民」として取り扱っていなかった。(カナダ、オーストラリアでも、最近まで家族から引き離す同化政策が行われていた。)過去の政策に照らし、(国連の)先住民の代表について検討するメンバーにカナダが入っていることに不信の念を表明するグループもある。

【10月16日】

今日の議長はジョージアのロルトキパニーズさん。8日の議題27：女性の地位向上に関してステートメントの「積み残し」があったので、今日の予定（議題71：人権の促進と保護）終了後、議題27に戻るとの告知があった。

国連人権高等弁務官のテュルクさんが登場し、人々の生命が、権利が、国家の安定と繁栄が危険にさらされており、各地の紛争は激化し、国際法を蹂躪しても誰も責任を問われない。国連の目指す持続的開発目標の約束は踏み躪られていると、世界情勢を大変悲観的に記述し、このような時にこそ、人権が効果的な解決策を提供すると、述べた。パレスティナ占領地域、そして、中近東に広がりつつある憎悪の循環がもたらす国際人権法上の「無法地帯」と市民生活の破壊と崩壊という現実、ウクライナへのロシア侵攻は人々から「今」を奪うだけでなく、「未来」をも奪っている。ウクライナの冬は、そしてロシアの冬も、とてつもなく、寒い。(余計なことですが、10月16日、青山の国連大学で UNFRA ウクライナ事務所からいらしたウクライナと日本の職員の Zoom 併用の報告会がありました。日本のメディアでも映像がちょっとだけ、流れたようです。) スーダンでは、人口の5分の1が故郷を離れるほど無差別的な戦闘と飢餓がまだ続いている。暴力と差別の巡回を食い止めるためには「責任をはっきりさせ、人道的援助を受け入れ、人権を守る」ことしかない。ミャンマーでは自国民に対する空爆と裁判なしの死刑執行が続いている。人権事務所は初期の警告、予防、事態に対する責任解

明、そして、持続する和平の樹立のため、監視活動を重視しているが、戦争犯罪や残虐行為、安全保障理事会や国際司法裁判所の判断無視を指摘することで、しばしば立ち入りを拒まれている。次に、開発の成果を公平に配分することで人々の猜疑心が軽減されるならば、国家が持続可能な開発と人権保護に投資し、基本的な食糧と水、健康と教育、人間の尊厳と正義の実現を提供できる。が、猜疑心がある限り、債務を膨張させるならば軍事に使いたいと、人権を損なう活動に資金を費やす虚しい循環から逃れられないでいる。人々の必要とすることを優先すると、より公平な税収の確保が可能であると、いくつかの国では実証されているにもかかわらず、である。さらに、紛争の被害は圧倒的に女性と子どもであるという指摘に加えて、妊婦と新生児に対するより質の高い保健医療体制が求められていることや、例えば家庭内・家事労働者のように「非公式な経済」で働く人々も利用できる社会保障制度への改良は、加盟国に実現の意思があれば、政治的・経済的分断を克服し、持続可能な開発目標を達成する現実的な方策であると指摘する。平等は全ての人々が積極的に社会に貢献する気を持たせ、市民社会における表現の自由と情報の自由な流通は社会の困難を克服する力を作り出し、開かれた社会での政策形成と決定への参加は、人々の考えに反応し、対応し、責任のある対応を生み出す。人権は社会に多くの「富」をもたらす。9月に合意した『未来への協約 Pact for the Future』は全ての人に対して尊厳と正義と人権に基づく未来を示している。だからこそ、和平を、持続可能な繁栄を、正義を実現するため、人権高等弁務官事務所への支援が必要であり、悪いニュースだからとメッセージをもたらす使者を拒絶すべきではないと、報告を結んだ。

多くの国は高等弁務官を高く評価し、1) (ジュネーブから) 多くの人権侵害報告があるにもかかわらず、(ニュー・ヨークに象徴される) 国連の行動との乖離への疑問が指摘され、2) 活動資金の問題を正面から取り上げたことに対し、無条件の支持や自発的な資金援助を呼びかけもあったが、資金援助の約束を安全保障理事会や人権理事会の非常任理事国「席」との関連で言及する国もあって、資金用途の優先順位を明らかにするよう求め、3) 現場における人権擁護者 Human Rights Defenders (HRD)の重要性を強調し、4) 現状の人権問題に対応するだけでなく、デジタル協定に言及して新しい技術に対応する安全なデジタル環境の確保への挑戦を奨励するなど、さまざまな期待を表明した。もっとも、9月に承認された『未来のための協約』は人権の将来を見据えた野心的な提案に欠ける(夢がない?) という見方もあったようである。

これに対して、人権には普遍的な価値は認められない、それはイデオロギーの1つに他ならないと全面的否定的な見解表明があっただけでなく、人権そのものの理念は否定

しないまでも、それが「政治化」され、露骨な人権侵害が指摘されても、ある状況においては非難されても何も行動には移されず、別な状況においては厳しい制裁の対象となる（当事者との対話もなく、伝聞に基づく判断に基づいて一方的な経済制裁を課し、経済活動に制約が生じることから人々は苦しんでいる）という現実に対し、国際社会の「二枚舌 double standard」との非難が（例年通りではあるが、）なされた。

日本は、人権高等弁務官の報告に対し、「個人の尊厳の保護と促進」という他の国のステートメントではあまり使われない（けれども、日本国憲法の文言を想起させる）表現で評価し、さらに少数集団の基本的自由を侵害することは絶対に許されないと（少数者に多数派の判断の受忍を求める最高裁とは真逆）の立場を表明し、ガザと中近東に言及し、高等弁務官事務所と他の国連機関、現地の利害関係者との連携について、尋ねた。

「他国のステートメントでは、例えば、人権は「普遍的、不可分、相互に関連」しており、「寛容、平和的共存、文化的多様性」といった目標を実現するため、組織的な対応において協調、包摂、透明、相互の尊重、均衡といった行動規範を重視するといった表現が見られます。（均衡には政治的な偏向の疑いの示唆もあるので、文字だけで「政治的な立場の表明」となる危険も高いです・・・。）

午後からは、人権条約委員会の座長アブド・ロチョールさん、経済社会文化委員会の座長クラチューヌン・タチュさん、農山漁村に働く人々に関する作業グループの座長サヴィニーさんがそれぞれ報告をし、対話が続いた。

アブド・ロチョールさんは、ジュネーヴからの配信で、条約に基づく委員会は（国家や政府を代表するのではなく）専門家集団であることを強調し、市民的政治的権利に関する条約委員会のこの1年の成果について、27の国家との対話、6の対話のための準備リストの作成、19の国からの報告書提出、1267件の事案・・・当初の想定と現実に担当する仕事量とのギャップに照らすと、『未来のための協約』の指摘するように条約委員会制度改革は避けられないという。ギリシャは審査準備過程において委員会の示した争点リスト List of Issues (LOI)が他の委員会と共有されると聞いており、それ自体も有益であったと改革の方向を支持し、ヨーロッパ共同体とともに、デジタル技術の推進を奨励した。

クラチューヌン・タチュさんは、条約委員会はどこも運営資金が十分でないのアブド・ロチョールさんの発言と歩調を合わせ、委員会継続のため、加盟国に資金調達についての訴えを冒頭で行った。経済的、社会的、文化的権利に関する条約委員会は、国別

報告における対話に用いることができる時間が資金難で制約を受けていることから、遅々として進んでいないが、審理の進行いかんにかかわらず、いずれ資金の手当てができる状況を想定して、提出されていない・期限に遅れているものも含めて報告書を適切なタイミングで提出するよう、加盟国全て求めた。クラチューヌン・タチュさんの発言の中で最も印象的であったのは、2016年にこの委員会が、人権擁護者 HRD について経済的社会的文化的権利を擁護することで本人たちがいかに危険に晒されているかを指摘したこと、そして、これらの人権が直面している状況が一層悪化し、危機的になっていると述べたことである。

発言をした国々は、複数の条約委員会の間で情報共有がなされることや事前に委員会が関心を持った LOI という方法については好意的で、多くの締結国が審査を待っていることから審査の間隔について予想可能にするために、2022年の提案に加えてどのような工夫を凝らすつもりなのか、知りたがっていた。

条約委員会に提出された報告書に基づく総括所見のタイミング

* 自由権条約（市民的及び政治的権利に関する国際規約）に関する条約委員会は、1998年に第4回報告に対する総括所見を、2008年に第5回報告に関する総括所見を、2014年に第6回報告に対する総括所見を、そして、2022年に第7回報告に対する総括所見を公表している。

* 社会権条約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）に関する条約委員会は、2001年に第2回報告に対する総括所見を、2013年に第3回報告に対する総括所見を公表している。

この日、報告をした条約委員会以外に、日本政府は、女性差別撤廃条約、児童の権利条約、人種差別撤廃条約、拷問禁止条約、強制失踪条約、障害者権利条約について、それぞれの条約委員会に報告を提出しており、委員会は検討の上、総括所見を公表している。理論的にはそれぞれ4年に1回、条約締結国は報告する義務がある。国別の報告を委員会が検討し、総括所見を公表するという過程を規定した段階では、締結国の数がこれほど多くなるとは想定しておらず、業務量が委員会の規模では賄えなくなった。現在、個別の委員会に向けた網羅的な報告の検討から、（第2回以降の報告については）複数の委員会が共有できる情報を含む争点を事前に絞った報告の検討へと、手法の変更が採用されつつある。

* 女性差別撤廃条約に関する条約委員会は、2024年10月に第9回報告を対象とする検討を行なった。2003年に第4回報告と第5回報告に対する総括所見を、2009年に第6回報告に対する総括所見、2011年に日本政府コメントに対する委員会見解、

2013年に日本政府の追加的情報提供についての委員会見解を、2016年に第7回と第8回報告に対する総括所見、2018年に日本政府コメントに対する委員会見解を公表している。

* 児童の権利条約に関する条約委員会は、1998年に第1回報告に対する総括所見を、2004年に第2回報告に対する総括所見を、2010年に第3回報告に対する総括所見を、2019年に第4回報告と第5回報告に対する総括所見を公表している。

* 人種差別撤廃条約に関する条約委員会は、2001年に第1回報告と第2回報告に対する総括所見を、2010年に第3回・第4回・第5回・第6回報告に対する総括所見を、2014年に第7回・第8回・第9回報告に対する総括所見を、2018年に第10回・第11回報告に対する総括所見を公表している。

* 拷問禁止条約に関する条約委員会は、2007年に第1回報告に対する総括所見を、2013年に第2回報告に対する総括所見を公表している。政府は2024年6月に第3回報告を提出した。

* 強制失踪条約に関する条約委員会は、2018年に第1回報告に対する総括所見を公表している。

* 障害者権利条約に関する条約委員会は、2022年に第1回報告に対する総括所見を公表している。

2つの条約委員会の座長からの報告と質疑応答の後、2023年に人権理事会が設置したばかりの「農山漁村で働く『ペザント』その他の労働者の権利作業部会 Working Group on the rights of peasants and other people working in rural areas」の座長サヴィニーさんからの報告があった。これは農山漁村で働く人々が生態系の多様性維持に貢献しているという非常に重要な役割に対する評価であり、これらの人々の権利宣言を実現したいというのがその骨子であった。この場合の『ペザント』とは家族労働に従事し、土地との強い結びつきがあるという2つの要素を満たす存在（土地に縛りつけられた農奴も、被傭者を雇用する営利的なアグリビジネスも、排除する概念？）で、実際に農地を耕作し、（国によってはその産物の8割を生産し）ているにもかかわらず、土地、水、種を自力では確保できず、貧困と食糧不安に脅かされている女性たちを念頭に、他の国際条約は彼らに対する制度的交差的な差別を取り扱っていないから、新しい人権宣言が必要と主張した。では、どのような基準で、どのような証拠に基づいて、人権宣言を裏付けるつもりなのか、これまでのさまざまな条約や宣言ではできないことは何なのかという厳しい指摘は、実務的な懸念であると同時に、理論的な普遍的な人権概念と交差性のもたらす差別の細分化との衝突の指摘であるようにも思われた。

3つの報告と対話が終わった後の30分ほどを利用して、3つの国と2つの組織が議題27に関するステートメントを公表した。中でも、インターポールは、データベースの共有、人身売買など国境を跨ぐ犯罪に関する捜査体制の調整と支援、同じくこれらの犯罪ネットワークに関する最新動向の共有など、あらゆる世代の女性に対する犯罪に対応すべく努力していると述べ、国際移住機関 international Organization for Migration (IOM)は、同じく人身売買の対象となった人々の救済を任務の1つとしているという。IOMによれば、救出できた10万人以上のうち、女性はほぼ6割。安全な移住は、個々人の技能を向上させ、労働市場を活発にし、文化的多様性を促進するという積極的な意味があることを踏まえ、紛争地帯も含め、人々が搾取の対象とならないよう移住を支援し、また、人身売買や誘拐から救出された後も必要な支援のネットワークを構築するため、多くの国々の協力を求めた。そして、効果的な対策のためにはジェンダー統計とその分析が必要と、どの国にもできることがあると、強調した。

以上で議題27の一般討論は終了した。

【10月17日】

今朝はジュネーブからのUN WebTVでCEDAWと日本との対話が視聴できました。実際に霞ヶ関で見かける人々の数、あるいは、国会で答弁する政府委員として見かけるよりも多くの女性が日本政府代表団を構成し、答弁を実際に担当する（マイクのランプがついている）女性の割合も高いと印象を受けましたが、ご覧になった皆様の印象はいかがでしょう。

今日の議長はマレーシアのアブド・カリームさん。最初に紹介したブルンジのマニラタンゴさんは、どうしても出席しなければならない一連の会議があって今週は副議長が議事進行を担当することにあらかじめ決まっていた・・・そうです。国連ではとてもたくさん重要な会議が同時に進行中。UN WebTVで視聴できる、公開されている会議も、非公式で行われている会議も、会議の一覧表にたくさん記載されている。

17日は、議題71：人権の促進と保護。午前10時から国連人権高等弁務官事務所の副事務局長の高等弁務官事務所に提出された16の報告の総括から始まった。まずは、条約委員会制度の現状（会合時間数と財政）と対策（審理スケジュールを予測可能に、複数の委員会の審理方法を共有化、デジタル環境の改善）、拷問禁止条約選択議定書に基づく特別基金の運用状況（自発的資金提供により、拷問予防プログラムと拷問生存者

のケア・プログラムが実現), ILO と協調した現代の奴隷制度対策, 人権擁護に対する報復防止プログラム (ジェンダーと年齢分析から若者, 女性, 先住民がより多く, 大きな被害を被っていることが判明), 匿名でも自己規制が地球全体で増えていると表現の自由に対する報復に対処するよう国々に求める報告, (自国の安全保障を重視して) 移動中の移民に対する危険を増大させる政策に対する監視の必要, 死刑とその実施に関する最近の動向, 開発の権利との関係で国際金融機関に対する (人権原則に基づく危険分析とデュー・ディリジェンス手法の採用や参加的人権評価の導入など) 組織的な改善要請の報告, 失踪者に関する国際法枠組みを含む報告, 信教に基づく差別と暴力に関する報告, AI の利用における不十分な人権保護の報告, 人権促進と保護におけるオンブズマンの役割の報告, 議題 71 (c) の国別人権状況報告 (ロシア, 朝鮮人民共和国, ミャンマー, イラン) などが超特急で読み上げられた。ブランズ=ケリースさんとの対話では「未来のための協約」が合意に達したこと, 人権組織関係の財政問題への取り組みの方針を評価し, ジェンダー平等がさまざまな場面でバックラッシュにあっていたり HRD の直面する状況に懸念を表明するコメント, そして, 加盟国には何ができるかを尋ね, 人権機関を積極的に支持する発言が多かった・・・印象です。

事務総局の持続可能な開発局長は, 国連組織内における障がいのある人々の主流化に関する報告において, 「誰も取り残さない」ことの重要性を強調し, この報告に対して発言した国々からは全面的な支持があった。

午前中にはさらに, 「現代の奴隷制度: その原因と結果」, 「とくに女性と子どもたちを巡る人身売買」, 「国内難民の人権」に関して, 特別報告者から 3 つの年次報告があった。

「現代の奴隷制度」を報告したオボカタさんは労働者の組織が「現代の奴隷制度」から人々を守っているとの前提に立ち, 国際人権法は労働者の組織権や団体交渉権を認めており, その結果, 搾取や人権侵害の危険は小さくなっているが, 公的領域でも私的領域でも労働者の組織化に対する妨害, 刑事罰化, ヘイト・スピーチなど, 抑圧的な対応がまだまだ多いと, 労働組合の活動と労働者の権利保護を積極的に評価していた。労働組合の中では交差性に基づく差別はないのか, 現代の奴隷制度とは人身売買と誘拐の結果をいうのではないのかといった問いに対し, 家事労働者や農業作業従事者, その他の組織化されていない労働者に対する保護的規制がないという問題はあるが, 国内での政府と組織された労働者団体の対話に期待すると, 報告者は楽観的であった。

「人身売買」の報告をしたムラリーさんは, 問題を安全保障理事会決議 1325 号の女性・平和・安全保障に限定せず, 紛争下におけるジェンダーに基づく暴力の一形態とし

て捉え、ジェンダー平等を達成するためには、力と不平等に基づくジェンダー関係を変容させるとともに、経済・社会・文化・市民・政治に関する権利が相互に不可分であることを認識しなければならない、最優先にすべきなのは対象となった人々の人権保護であると、効果的な予防策と、賠償と再発防止を含む責任追求の方法のための行動計画を提示する。女性に対する人身売買はジェンダーに基づく差別であり、性奴隷との認識はあるが、強制的に結婚させられ、閉じ込められるなどの現実に対し、紛争下では「敵に捕まった」人々は「敵と関係がある」と思われがちであるために事態は一層悪化し、どちらからも危害を加えられる危険がある心配し、本人たちは沈黙する。人身売買においてはジェンダーだけでなく、先住民、アフリカ系、その地域の少数者、そして、障がいのある人が標的になるが、和平構築と安全保障交渉の過程からはあからさまに排除される。当事者本人が和平構築の制度設計と実践に関わり、経済・社会・文化・市民・政治に関わる権利を保障する回復プログラムを体験しない限り、予防・保護・参加・代表（そして、救済と回復）という決議 1325 号の主要な柱を通じての持続可能な平和と基本的な権利の享受は実現されない。紛争の予防・正義の実現・持続可能な平和こそが人身売買の予防になると、熱心に思うところを説いた。それに対して、こんな活動家のプロパガンダは報告としての信憑性に乏しく、受け入れられないとの拒絶発言、対象となった「サヴァイヴァー」の積極的な関与が必要である、あるいは、現状を的確に描写していると、報告を支持する見解、最大の問題は人身売買の対象となったことではなく、ジェンダー・ステレオタイプに囚われた既存の仕組み、例えば裁判などに関わることの方がより大きな悪夢をもたらすというジレンマの存在ではないかという厳しい批判的な見解、そして、体と心の健康確保が尊厳の回復に必要であるという意見などがあり、問題に真摯に取り組むにはどのような場合にも当事者の声に耳を傾ける必要があることが明らかにされた。全体としては、非難よりは支持の方が多かったと思われる。

午前の最後、ベタンクールさんの国内難民に関する報告は、武力紛争だけでなく、大規模な公共工事や土地開発、そして、気候変動と自然災害など、平和時であっても住み慣れた場所をほぼ強制的に離れなければならない状況において持続性のある解決策を求める努力についてであった。武力紛争の場合、国内難民となった当事者はしばしば原因であり、結果であるが、それでも 1) 彼ら、とくに女性、ユース、高齢者、障がい者、少数者、その他の差別されてきた人々が交渉過程に関わるのは難しいのが現実であるが、直接関わるようにすべきで、2) 国内難民が関与、選択、決定できる時間軸に配慮し、3) 人権侵害の根本原因を解消し、住宅、土地、財産を保障することで経済復興と生活の目処が立つなど、再び難民化しない保障をすることで、解決策が簡単に崩壊する

危険をなくすことができるという。だが、ガザ、レバノン、ウクライナ、ジョージア、ミャンマーでは、「難民」の側から根本原因を解消することは不可能に思われる。東日本震災、阿蘇山の噴火、あるいは、能登半島の地震後の住宅対策において、誰がどのように交渉に参加できたのか、どのような（当事者の意見を反映した）選択肢が提示され、どの程度までそれを検討する時間が設定されたのか、当事者にどのような満足感を与えることができたのか、少なくとも難民の原因が武力紛争ではない日本の政策におけるフォロー・アップの重要性が指摘されたように思われる報告であった。

午後からは、人権擁護者 HRD に関する特別報告、思想と表現の自由の保護に関する特別報告、平穏な集会と結社の自由に関する特別報告が行われた。最初に報告をした人権擁護者 HRD に関する特別報告者のローロアさんは、この 4 年間、人権擁護者は共通善のために行動していると説明してきたが、彼らは犯罪者で政府転覆を目指すテロリスト、国家の主権を脅かす脅威であると反論されてきたという。多くの場合、なぜ、そういう行動をしたのかを考えることなく、人々はレッテルを貼った後は思考停止状態に陥る。戦闘下にあるスーダンで、空爆の最中のガザで食事を提供したのは敵対勢力に反対しているからではなく、人々の「食糧確保」という基本的権利を守るためであった。有害化学物質を垂れ流しにすることで水の汚染を引き起こしているとの工場告発は、反企業ではなく、安全な飲料水の確保、つまり、人権擁護のためであった。報告者は、国連においては誰もが SDGs の達成を非常に重要な目標としていること、非難されている HRD の行動は SDGs の実現に欠かせないこと、そこで HRD の行為は賞賛されるとしても、非難されるものではないと、人々の説得に務めている。この報告書の 16-17 頁に書かれた事情から、議長は発言を求めた国々に「1 分半」を割り当て、報告者には尋ねたい重要な質問を冒頭で述べるよう提案した。多くのステートメントは、HRD が直面する（国家や大企業からの）脅威、暴力、脅迫の問題を改めて認識したと、総論においては HRD の保護に賛成しつつ、それでも自国が関係する HRD の振る舞いを非難する時には、国内法に照らし、客観的に見て犯罪であり、主権侵害、国家への敵対行為と描写する。ローロアさんは最後に、どの国も SDGs に合意していること、安全保障理事会への報告に女性をもっと活用することを提案した。

平穏な集会と結社の自由に関する特別報告者であるロメロさんは、活動家たちを危険な悪者に仕立て上げて、基本的な権利であるはずの平穏な集会や結社の自由を奪い、都合の悪い批判を沈黙させ、HRD を犯罪者であるかのように思わせるという世界的な傾向を指摘した。標的となっているのは先住民、民族、宗教などの少数者や女性、

LGBTQ+などの属性を備えた人々で、環境、法の支配、民主主義と透明性や政治的責任、人権擁護、政治腐敗の撲滅などを主張する場合である。大学生たちの「パレスティナ連帯」の集会を禁止しない大学に対して巨額の寄付の撤回や学長をはじめとする教授陣の辞職要請、その大学の学生の就職拒絶といった圧力を公然とかける有力者たちの言動も、「対話」で持続可能な解決策を探るのではなく、気に入らないことがあるならば「力」で押しつぶす、権威主義を賛美する風潮を反映する。そこで、ロメロさんは、国際社会が、公共性の高い政治的な対話を尊重し、平穏な集会と結社の自由を、差別なく擁護すべきであり、基本的な権利と自由を保障する人権条約を遵守し、対話の空間を確保し、デジタル技術の取得、利用、運営について人権を基礎とするアプローチを採用し、構造的差別の解消に取り組むべきであるという。

最後に、思想と表現の自由の保護に関する特別報告者のカーンさんは昨年10月7日のハマスの攻撃から始まった「表現の自由」に対する脅威は、1) パレスティナ占領地区におけるメディアへの攻撃は、多くのジャーナリストの殺害、報道危惧の意図的な破壊、地域立ち入りの拒否と検閲の強化という形をとっており、国際法上の犯罪の記録が残されることを阻止し、批判的な報道を沈黙させているが、報道の自由を歌う他の国のジャーナリズムはこの点に関し、沈黙を守っている。2) イスラエルを支持する表現には規制がないのに、ガザの様子やパレスティナ人の権利に関する情報は抑制されるという差別的な二重の基準が、ヨーロッパなどで行われている。3) 芸術の世界でも、学術の世界でも、イスラエルを批判する意見は脅され、沈黙を強いられ、主要な媒体には登場できなくなっている。これは民主的社会における「知」の終焉を暗示する。4) SNSは偽情報、誤情報とヘイト・スピーチの急増を促し、拡散するのに手を貸しているが、ここでも差別と二重の基準が用いられている。5) イスラエルの政策批判、シオニズム批判、反ユダヤ主義が（意図的に）混同され、まとめて許されないことであるかのように対応する組織が多い。政府批判・政策批判・思想批判は表現の自由として保護されるが、憎悪を煽動する人種差別発言は保護されないはずである。が、両者を混同することで、保護される表現も禁止の対象であり、例えば刑事訴追すると脅すことで、保護されるはずの表現に関して自主規制するなどの萎縮効果が発生する。言論空間は痩せ細る。

「シオニズム」は、一般的には、ユダヤ系の人々をその祖先の地「イスラエル」に戻して主権を復活させるという19世紀末の思想・運動として始まり、1948年のイスラエル建国後はイスラエル軍の力でユダヤ人国家イスラエルの安全と発展を確保するという考えとなり、ユダヤ系であればその政治的な立場を問わず、イスラエル国家の存続を無条件で支持することを意味すると、受け取られている。

「シオニズム」の特徴は、ユダヤ系の人々が居住地において多数派を占めることがその存続において不可欠であるという信念であり、入植後に先住の人々を「民族浄化」で排除することも、否定しないという指摘もある。入植者による植民地帝国主義 settler colonialism と説明されることもある。

「ユダヤ系 Jewish」は、祖先、宗教、文化と歴史を共有する人々として認識されている。が、どの要素が決定的な意味を持つのか、あるいは、相対的に重要であるのかについては議論がある。

「シオニズム」を単純に「イスラエルと関係がある」、 「ユダヤ人にとっては、過去にあった迫害のような何かあった時の保険となる発想」と見るのか、「ユダヤ系の人々の権利は、他の人々の権利に優越する」と断言し、イスラエル国家のあり方を正当化する思想で、ユダヤ系以外を同等の市民として取り扱っていない・排除する・占領地にいるパレスティナ人の処遇は「ユダヤ系ではないのにイスラエルの土地にいるのでアパルトヘイトは当然」と考えるかも、人によって違う。

1975年の国連総会は「シオニズム」を「人種差別主義 racism」と決議したが、1991年に撤回した。

反ユダヤ主義 antisemitism については、(拘束力はないが) 国際ホロコースト記念同盟 International Holocaust Remembrance Alliance (IHRA) による定義がしばしば引用される。「反ユダヤ主義とは、ユダヤ系の人々に対する憎悪として表現できるような、ユダヤ系の人々に関する特定の知的認識である。反ユダヤ主義の言説や物理的表明はユダヤ系の人々と／あるいはその財産に向けられることも、そうではない人々と／あるいはその財産に向けられることも、ユダヤ系の共同体組織、宗教施設に向けられることも、ある。」

これを具体的に説明すると・・・ユダヤ系の人々の集合体としてのイスラエル国家を対象とするならば、反ユダヤ主義であるが、イスラエルに対する批判が、他の国に対する批判と同じような場合には反ユダヤ主義ではない。反ユダヤ主義は、しばしば、集合体としてのユダヤ系の人々について非人間的な存在であるとか、人類に危害を加える陰謀を企てているというニュアンスを持って語られる場合をいう。

微妙に思われるのは、「シオニスト」と自認している人を、自国よりもイスラエルに忠誠を誓っていると非難することが、ユダヤ系の人々の自己統治の権利＝イスラエルの存在それ自体を否定するのと同じであり、反ユダヤ主義に該当するかどうかである。(1960年代後半から、アメリカの市民権を持つ若者たちがかなりの数、イスラエルに、一時的ではあるが、移住した。その後、アメリカに戻ってきた彼らは「シオニスト」と自認しているのだろうか？)

ジャーナリストとメディアに対する攻撃は非常に深刻な問題であると、どのステートメントも受け止めており、例えばヨーロッパ共同体は、誰に対しても公平に、その見解

を表明し、平穏に抗議する権利があるので、国家はこれらの権利を保護し、尊重する義務を負っている。反ユダヤ主義の問題も重要であるが、その評価においては人権を基準に、被害者の観点を尊重すべきであり、IHRA の定義にとらわれるべきではないと、報告者はいう。多くの見解は、思想と表現の自由は健全な民主主義に不可欠であるので、どのようにしたら、二重の基準が用いられて差別的で不当な制約を受けている人々の言論をよりよく保護できるのかを重視している。これに対して、ジャーナリストは HRD と同じように、人権擁護に貢献しており、現場へのアクセス拒否や殺害についての責任は問われなければならない（のに、報道の自由を標榜する国家も、主要なメディアも問題としていない）と、カーンさんは非常な懸念を表明した。

なお、18 回目の（17 日午前中の）会合において議事運営についての異議が出されました。報告がいろいろな分野を対象としたことから、報告者との対話、コメントを希望する国は多く、議長は 10 月 3 日の最初の会合において議事運営に関して了承を得ていた（誰も異議を申し立てなかった）ことから、どの国にも等しく「1 分」で発言を終了するよう、求めました。確かに、報告書を読んでステートメントを準備した側からすると、1 分でマイクを切られ、啞然とした代表が何人かいたのは事実です。議事運営に対して（3 分間で）異議を申し立てることは規則上、認められており、議長は（先例を熟知する）事務局の助言に従って、報告の後に残された時間を発言希望国の数で割って、発言を希望した国々に「1 分」ないしは「1 分半」と指示したと説明し、多くの国はしょうがないと受け止めていたようでした。これに対して、「1 分」ではまともな対話はできない、「1 分」の判断は受け入れられない、議長は事務局に騙されていると、議事に関する（3 分ルールを援用した）発言が他からもありました。議長は、ケリース報告とジャイルス＝マックドノー報告の対話の際になされた 2 度の議事運営への異議申し立てに対して、1 つの報告に配分される時間から対話に用いることができる時間を計算し、対話を希望する国々の数を勘案して決定している、時間通りに終わるよう会合を運営するためにはやむを得ない措置であると、「1 分」ないしは「1 分半」の決定を維持しました。

実際にそうであるかどうかは別にして、ジェンダー政治学的な分析をすると、女性である議長の判断を受け入れがたいという異議申し立てがあったこと、異議を申し立てた男性からすると、議長が事務局の判断に従ったのは事務局が先例を熟知しているからではなく、女性だから唯々諾々と男性の判断に従った、自ら判断することを放棄していると受け取り、男性が異議申し立てをすれば女性はその

異議申し立てに対しても、同じように従うと（無意識に？）判断したこととして、説明され得る事態でした。

【10月18日】

今日の議長はジョージアのロルトキパニーズさん。16日、17日に引き続き、議題71：人権の促進と保護で特別報告が続きます。午前中は、適切な生活水準の権利の一部としての適切な住居の保障と住居に関する差別されない権利（適切な住居の権利）、食糧の権利、そして、安全な飲料水と衛生環境という人権についての、午後からは、清潔で健康的な、持続可能な環境という人権、気候変動の文脈における人権の促進と保護、人権に及ぼす危険物質と廃棄物の環境的に健全な管理と処理（危険物質と廃棄物）についての報告であった。

住居に関する報告では、ラジャゴパルさんが、もともと国連総会に提出した報告書よりも前に話すことがあると、これまでは尊重されてきた戦時国際法を無視したガザの大虐殺、中近東、スーダン、ウクライナなどでの武力衝突の特徴について、意図的に住居を含む市民社会の基本構造を攻撃し、市民の殺害と住居の大量破壊を、その戦争戦略としている、これは「大惨事」と指摘した。この破壊の影響は計り知れず、ホームレスと貧困はこれまでないほどの速さで全ての人々に及んでいる。それは安全、私的な生活・プライバシー、安心、蓄え、食糧、水と衛生環境、そして健康の喪失を意味し、思い出、人としての拠り所を一掃し、極めて大きな心理的負担を生じさせる。報告者は2022年10月、2023年10月と、住居の組織的破壊を「住居殺害 domicile」という人類に対する犯罪であり、国際刑事法上、認めるべきだと国連加盟国に提案したが、ここで再び、住居の大量かつ組織的な破壊は、水、食糧、教育と健康に関する破壊と同じように、経済的社会的文化的権利の侵害であり、犯罪であると繰り返した。これらの犯罪行為に対して責任を追及すべきであり、現在、第6委員会に係属している人類に対する犯罪条約の草案に含めるべきであるという。国際刑事裁判所はこの6月に（ウクライナでの）市民社会の破壊行為に関し、責任者を特定して逮捕状を発給した。ガザ、その他の場所での意図的な住居などの破壊行為も、国際刑事裁判所の権限行使が恣意的な執行とならないよう、その責任を問うべきであると述べた後、ホームレスに関連する行為（公共空間で生活すること）を犯罪として処罰するのは社会からの排除を促し、不平等を推し進め、人間の尊厳を損ない、ますます住居と安全安心な生活への障壁を設けるだけであるとの報告書を人権理事会に提出したと説明した。また、（紛争、気候変動、開発事業による）強制退去と（人権の水準を満たさず、適切に管理されていない事業運営

の下での) 再定住は、土地や生計手段の喪失、貧困、社会からの排除などをもたらすが、その犠牲となるのは常に社会的に被害を被りやすい人々である。再定住事業は人権を基準に実施するという国際基準を設けるべきであるとの見解を、人権理事会は支持し、「再定住に関するガイドラインの原則」を決議した (HRC/res/55/11)。第3委員会には、再定住に関する利害関係者のさまざまな責任 (国家が制定すべき法体系、補償の構成には継続的な利益配分を含めるという事業体の管理体制、とくに先住民に関しては優位な参加と自由で事前の情報を得た上での合意の保障など) を評価したガイドラインの原則を検討するため、現状分析を提供する。UNESCO などの国際機関は資金拠出などを通じて (例えば世界遺産の管理を根拠に) 強制退去と再定住に関わるが増えているが、人権の視点が欠けている。人も、共同体も、今、居住する場所にいる権利があり、仮に退去するとしても、元に戻すことが原則であるはずで、人権の観点からすると再定住は最後の手段である。来年の、任期最後の報告には「再定住に関するガイドラインの原則」の原案を提出する予定であるので、皆様の協力をお願いすると、結んだ。

ガザ、レバノン、ウクライナなどは、ラジャゴパルさんの住宅など基本構造の大量破壊の描写に反応し、住居を失うことが人々に与える影響や基本的な権利としての住居が危険にさらされている状況を描写した。本題の再定住に関しては、国内難民の問題との関係や (先住民の参加以外の) 人権としての手続に関する質問もあったが、住宅の問題はどこにでもあることで、再定住をこのように取り上げるのは政治的プロパガンダに過ぎないと切り捨てる見解もあった。

次に報告をしたファーリさんは、食糧は安全保障の問題であり、飢饉は政治的問題であるとの刺戟的な宣言から始め、1年前、「食糧は市民に対する武器」となりつつある、パレスティナでは大量虐殺の危険があると警告したが、国際社会の反応は生温かった。事実も統計も人々を動かすには至らなかった。飢饉は人権問題であり、国際法違反である。飢饉、飢餓と栄養不足の主なきっかけは武力衝突であり、逆も真であるが、一夜にして起こるわけではない。真の原因は占領、弾圧、搾取であり、飢饉は政治的構造的長期的な原因により起こる人道的危機である。飢饉は自然災害がきっかけであっても、どのように準備し、対応するのかは人間の選択であり、政治である。飢饉は経済的構造的せいで、より脆弱な構成部分がより大きな影響を受ける。そして、長期にわたる「負」の蓄積が世代を超えて影響する。安全保障理事会常任理事国は例外なく、飢餓の発生と継続に加担することを理解した上でさまざまな政策を直接、間接に支援してきた。飢饉は国際的であり、強国はお互い、仲が良くないとしても、飢餓が武器になることを容認してきた。私たちの誰もが「飢餓から逃れられない」ので、これを回避する

ためには大多数の国が協力し、政府が市民社会とともに資本への抵抗と資本からの解放に向けて、人権に関する義務を果たす他はない。飢餓は、大量虐殺、人類絶滅、拷問に該当すると、国連総会は認めるべきである。スーダンの飢餓は戦争犯罪である。イエメンの飢餓は国際的な封鎖の結果である。ハイチ、ソマリア、ミャンマー、レバノン、シリア、シエラ・レオーネに起こっていることはすべて人道に反している。ほとんど全ての国際的な運動体は、これまでなかったほどパレスティナの人権蹂躪に怒っているのか？ 食糧が武器として用いられている状況は、土地の略奪と占領、タネの商品化、農山漁村で働く人々への攻撃、ジェンダーを理由とする暴力を体験すると、自分に対する攻撃と共通性があるとわかる。地政学的に見ると、パレスティナでの現象は合衆国の「力」とヨーロッパの「統一」をかけた争いであり、イスラエルが国連を目の敵にしていることはこれまでにないほど多くの国連職員が犠牲になっていることから明らかである。ファーリさんはイスラエルの占領をどうするのか、国際法の性格を規定し、世界の在り方を決定すると、報告を刺戟的に終えた。いくつかの国は「飢餓が人間の尊厳を損なう」、「飢饉は大国の責任である」というファーリさんの論理を支持し、飢餓が武器化することを懸念し、(ガザにおいて)今できることは何かを検討している。何ヶ国かは大量虐殺に関する条約など人道法とジュネーブ4条約(1949年)に基づいて各国が行動を起こすよう求めている。これらの発言に対し、ファーリさんは、食糧を人権と安全保障の問題であると位置付けるべきであり、食糧主権・自己決定という観点からタネや肥料の供給源にも責任があると指摘した。

午前最後の報告者はアローヨ＝アグードさん。安全な飲料水と衛生環境の確保は、住居、食糧の確保と同じように人権であるが、後者が(午前の報告者はあまり同意しないかもしれないが)気候変動の問題、希少性の問題であるのに対し、安全な飲料水と適切な衛生環境の確保は統治の問題であり、だからこそ、人権として戦略を立てる余地が大きいと述べる。食糧生産には限界はない、市場が必要なところへの適切な配分を可能にするというのは神話に過ぎず、水の需要と供給は食糧生産のあり方と密接に関係する。(食糧生産に必要な水量を「水の足跡 water footprint」と表現すると、)灌漑農業と集約的畜産業は巨大な「水の足跡」を残し、天然水に依存する農業と放牧型畜産業の「水の足跡」は小さく、職人による漁業では「水の足跡」はない。ヴィーガンは肉食よりも30%も「水の足跡」は小さく、廃棄される食品は全生産量の1/3なので、これだけで人に必要な飲料水は全て賄えるという。だが、これまでの給水の仕組みは、公衆衛生や栄養の摂取などを念頭に置いていない。現在、太り過ぎと分類される2.5億人のほとんどは途上国に住み、(非常に大きな「水の足跡」を伴う)加工食品と甘味料入りの

飲料を大量に摂取し、深刻な健康問題を抱えている。化学的に合成された除草剤や殺虫剤、肥料を大量に用いる農業と集約的畜産業は水質汚染原因の筆頭であり、帯水層の汚染と過剰採取、水源の抽出利用、単一栽培による集中的な水利用は、川下で気候変動に対応するゆとりを奪い、河口での塩類化現象をもたらしている。適切な食糧生産方法に転換し、多様な手法を採用しなければ、旱魃や洪水に対応できなくなる。現在の農産物生産に対する補助金をより負担の少ない農業生産手法転換のために用いたならば、より健康的、環境的に持続可能、衡平、効率的な食糧生産の体系を構築できると、食料と水とを一体として取り組むべきプロジェクトとして提案した。報告書ではさらに飲料水についての共通基準も提案している。食糧生産と水との関係に疑問を挟む余地はないことから、国々は報告者の立場を受け入れており、また、武器としての食料というファアリさんの報告の延長として、水も武器として用いられている様子がレバノンから伝えられた。(食料? 食糧?)

午後は、「清潔で健康的、持続可能な環境」が人権であることに異論はないと述べるプエントス=リアニョさんの報告から始まった。法律上、健康的な環境を保障している国が164ヶ国もあるとしても、実際に、現実に汚染されていない空気、安全で十分な水、健康的で持続可能な食料、有毒物質のない環境、生物多様性と健全な生態系の確保は可能か、手続的には情報アクセス、決定過程への人々の参加、(問題があった場合) 司法の利用が保障されているのかには疑問があり、効果的な保護には障壁が、そして保護がなければ悪影響を受ける人々がいる。関係するさまざまな条約などを通じて締結国ができることはたくさんあるとの報告者の指摘に対し、国際・国家・自治体と異なる法的枠組のどれを優先したら良いのか? どうしたらこの人権の優先順位を上げられるのか? 若い世代が政策決定過程に参加するために必要な具体的な方法とは? この報告に関し、世界中の若い人たちができることは何か? 国際的な企業が環境に対してより責任を負う行動を取るためにどのような良い慣行があるのか? さまざまな問いかけがあり、プエントス=リアニョさんは、1) 気候変動の原因に対応するため、国家はまず法律を制定し、2) 利害関係者は説明責任を果たし、3) 国際司法裁判所の行動に注目、4) 優先すべきは国家の法律、5) 気候変動に関する枠組条約締結国会議の動向に注目する。6) 交差性に関する対応は国連ではなく、国内法、とくに憲法の責任で、7) 説明責任を矮小化してはいけない、8) 明確な基準がないとしても、それは国内法制定の妨げとはならない・・・と、答えた。

気候変動に関する報告を担当したモルゲラさんは、人権保護には情報が必要であると、気候変動と人権についての情報アクセスに注目し、政策形成決定過程における透明性、包括性、効果を確保するため、誰の、どのような人権が環境について、対応する政策から影響を受けるのかを判断するにあたり、信頼できる、十分な情報があるのかが問題になると述べた。国家は必要な情報を収集し、その影響についての情報と対策を人々が利用できるように（例えば複数の言語で、技術的に利用が困難にならないように、ジェンダー、年齢、障害の有無などを考慮して）公表し、国際協力にも力を入れる。これらは社会全体のために役に立つはずであると、述べた。

オレヤナさんは、地球が化学物質で汚染されているが、その影響の受け方が個体差ではなく、属性によって左右され、「正義」に反しているという。具体的な例として、生殖と母性ケアをあげる。除草剤などは gendered impact があるのではと疑っているがデータは乏しいと留保する。環境評価や、累積的影響を計量する必要があるという。貧困層が大きな影響を受けるのはプラスチックで、（缶と同じように）プラスチック廃棄物を集めることの影響が想定されるという。（海のマイクロプラスチックの方が人体に入りやすいとすれば、漁師や海女などの職業と関連づけられそうである。）

オレヤナさんは、（昔からあるか、現代になって合成されたかを問わず）化学物質が人に、「gendered and sexed ways」に被害を与えると記述する。女性の生殖体などに影響を及ぼすのは生物学的なので、sexed。社会的に構築された「ジェンダー」に基づく影響として、いわゆるピンク・ゲッターの仕事環境に蔓延する危険な化学物質をイメージし、美容師やネイリストの取り扱う薬品などを想定しているようだが、gendered と言えるか、疑問である。農業従事者、化粧品の使用も「然り」。社会的構築なので、一律に across the board、影響を受けるという説得力のある事例を探すのは難しい。

ケアを担当すると、有毒物質の影響を受けやすいことを報告者は gendered health impacts of toxic substances というが、ケア産業より、製造業の方が影響を受けやすいのではないだろうか？ 女性やマイノリティ、ユースを政策形成決定過程に関与させるというは優しいが、具体的にどうするのか・・・どの報告者も同じような質問を受けているが、答えていない。

18日、パレスティナやレバノン、ヨルダンからの発言に対し、委員会に出席し、発言する国の大部分が同調しているような感触があった。イスラエルの代表団が不在の中、住宅だけでなく、学校や病院を破壊し、飢えさせるのだと公言して食糧と水の搬入を不可能にし、白燐を混入した爆弾で土地と水源を汚染するという手法を用いているという糾弾はパレスティナ人の根絶を目標にしているという認識

と彼らに対する共感を広めるのに効果的であったように思われる。その意味で、「住居・食料・水」と一括りにする企画の成功かもしれない。

人権問題としての「水」は、企業主導の商品としてではなく、人間の健康と地球の健康を中心にした「共通財 common goods」という認識を持ち、「水の足跡」について学ぶことで必要なだけの水資源は確保できる。そのためには無限の成長神話に惑わされず、無駄をなくした循環経済を志向するという賢明な選択が期待される・・・という。無限の成長神話を肯定するのは経済学者か、狂った人間だけである、これは経済分析の専門家が言うのだから確かだという発言にはちょっと笑ってしまったが、『成長の限界』から50年以上も経ってもまだなのかと、不思議な気がする。

個人的な感想として、集約的な畜産業は「水の足跡」がとても大きいから環境的に考慮して、「牛肉」はやめましょう・・・、マイクロ・プラスチックが体内に入るとどのような影響が出るかは不明で、怖いから「魚類」の摂取は避けましょう・・・、工場生産の野菜は水と電気をとてもたくさん必要とするので、天日で育成した野菜だけ、食べていいですよ（温室も望ましくない・・・ので、通年で同一の野菜が提供されることもあり得ない）となると、地球自体がこんなにたくさん人口を維持することはできないので、1) どこか地球の外に行ってください、2) 気がついたら、何らかの属性の有無を基準に淘汰が始まっていた、3) その前に世界中がガザになっていました・・・という、SFのような現実が起こりそうです。